

# 入札説明書

## 1 契約（業務）担当課

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2F

（公財）堺市公園協会 担当：登り山、土岐

電話 072-245-0070 FAX 072-245-0069

## 2 条件付一般競争入札に付する事項

### (1) 業務名

みどり活動支援事業資材購入

### (2) 履行内容等

別紙「仕様書」のとおり。

### (3) 契約及び業務期間

令和4年8月30日（火）から令和4年11月6日（日）

## 3 条件付一般競争入札参加資格

次の（1）を満たす者

（1） 下記①から⑦まで満たす者のうち平成31年度、令和2・3年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において市内業者で登録している者

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者かつ、公益財団法人堺市公園協会契約実施細則第3条の規定に該当する者

②平成31年度、令和2・3年度の「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」において種目「日用品017002園芸用品」で登録している者

③入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（令和3年制定）による入札参加停止又は入札参加回避（改正前の堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止又は指名回避を含む。）かつ、（公財）堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止等の措置を受けていない者

④入札参加申込の締切日から開札日までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（令和4年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者

⑤当該業務の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができません。）

⑥仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

⑦組合については、その構成員が当該業務に入札参加の申込みをしていないこと。

## 4 条件付一般競争入札参加の申込み

前記条件付一般競争入札参加資格を全て満たし、当協会への入札参加を希望する者は入札関係書類を熟読の上、受付期間に、必要事項を記載した条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書を、下記提出先に書留郵便で提出しなければならない。

### (1) 受付日

**令和4年7月29日（金）午後5時まで（郵送必着） 持参不可**

### (2) 提出書類等

・条件付一般競争入札参加申込書兼誓約書

### (3) 郵送先

〒590-0803

堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2F  
(公財)堺市公園協会

## 5 条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書等の交付

前記4の入札参加の申込みを行った方へ、当協会より下記のとおり、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書他、入札に必要な書類を下記の予定で交付しますので来所ください。

(1) 関係書類交付日

令和4年8月2日(火) 午前9時30分～午後4時30分まで(厳守)  
(ただし、正午から45分間は除く)

(2) 配付場所

〒590-0803  
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2F  
(公財)堺市公園協会

## 6 仕様書等に関する疑義

仕様書等の入札関係書類において疑義がある場合は、次のとおり問合せること。

(1) 質問締切り

令和4年8月5日(金) 午前11時30分まで

(2) 問合せ先

前記1契約(業務)担当課に同じ

## 7 入札方式

本業務の入札方式は、条件付一般競争入札とする。

## 8 入札方法

(1) 入札は郵便入札でおこなう。

(2) 入札は当協会指定の入札書にて行うものとし、これによらない場合は失格とする。

(3) 入札金額は総価を記載すること。

(4) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札書の封かん

入札書は必ず当協会から交付する封筒(緑色)に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印鑑で封印すること。また、封筒の裏面には必ず会社名を記載すること。

## 10 入札書の提出方法

入札書は下記提出期間の間に必ず書留郵便にて郵送すること(持参不可)。なお、必ず当協会指定の入札書、入札書封入用小封筒(緑色)、入札書郵送用大封筒(青色)にて入札するものとし、一度提出された入札書の引換え、変更又は撤回は一切認めない。また、入札書が提出締切日までに提出されなかった場合、若しくは当協会指定の入札書、封筒を使用していない場合は、当該入札を無効とする。

(1) 提出締切り

令和4年8月15日(月) 午後5時まで(郵送必着・持参不可)

(2) 提出場所

〒590-0803  
堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2F  
(公財)堺市公園協会

(既に入札書郵送用大封筒に記載済)

※必ず「郵便による入札の注意事項」(入札参加者に配付します)を熟読の上、入札に参加すること。

## 1.1 開札等

### (1) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和4年8月22日(月)午前10時～
- イ 場所 堺市堺区東上野芝町1丁4番地3 2F  
(公財)堺市公園協会 2F会議室

### (2) 開札への立会い

開札は公開とし、入札参加者の内、開札への立会いを希望する者は立会うことができる。ただし、その際は、開札場所への入室は1者1名とし、入室の際に条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書の提示が必要となります。

### (3) 開札時に持参する物

- ・条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書
- ・入札書に押印している印鑑(代理人が出席する場合は委任状に押印されている個人印)
- ・委任状(代理人が出席する場合のみ)
- ・筆記用具

### (4) 開札

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、契約の手続き(落札決定後、5日以内に契約締結をする。)に入ります。また、落札者が当該業務の契約に応じない場合(錯誤の入札等)は、当該入札を無効((公財)堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づき、指名停止の措置をおこなうことがある。)とし、予定価格の制限範囲内の価格で入札した者のうち、次順位以降の者を順次繰り上げ、落札者とする。

### (5) 同価の場合の取扱

開札の結果、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、その場で直ちに、くじ引きで行い落札者を決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない当協会職員にくじを引かせるものとします。

### (6) 入札回数

入札回数は、1回限りとする。「地方自治法施行令第167条の8」及び(公財)堺市公園協会「契約実施細則第21条」に規定する再度入札は実施しない。

### (7) 落札業者がないとき

入札の結果、落札者となるべき入札者がいないときは、後日、速やかに入札方法を改めて新たに入札を行います。

### (8) 入札結果の連絡

落札者にのみ、電話にて入札結果を連絡します。なお、入札結果は後日、(公財)堺市公園協会ホームページ(<https://www.sakai-park.or.jp/>)の入札情報で公表する予定。

## 1.2 入札参加停止の措置等を受けた入札参加者または落札者について

(公財)堺市公園協会理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、理事長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の(1)、(3)のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の(2)に該当した場合は、契約を締結しない。

- (1)「堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱」及び(公財)堺市公園協会「入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく入札参加停止又は入札参加回避(改正前の「堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱」に基づく指名停止又は指名回避を含む。)の措置を受けた場合。
- (2)入札参加申込の締切日から開札日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)の措置を受けた場合。
- (3)(1)、(2)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合。

### 1.3 入札の辞退

入札を辞退する場合は、必ず当該案件の開札日の前日（土、日曜日、祝日の場合はその前日）までに入札辞退届を、前記1契約（業務）担当課に提出してください。ただし、入札書を既に提出した場合、入札の辞退は出来ません。

### 1.4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札書提出の際には必ず「郵便による入札の注意事項」を熟読の上、当協会が定めた提出方法にて提出すること。なお、当協会が定めた提出方法以外で入札書を提出した場合は無効とする。
- (3) 当協会へ提出する書類に虚偽の記載をした場合は、(公財)堺市公園協会入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づき指名停止等の措置を行うことがある。
- (4) 入札参加者は地方自治法、同法施行令、(公財)堺市公園協会契約実施細則、業務概要、仕様書等、契約書(案)、入札説明書等の内容及びその他契約条件を熟知のうえ入札に参加すること。
- (5) 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が正当な理由なく契約締結に応じないときは、落札金額の3/100に相当する違約金を徴する。
- (6) 契約保証金  
要(契約金額の100分の10以上。ただし利子は付さない)ただし、下記のア～ウに該当する場合は、免除する場合がある。  
ア 保険会社との間に当協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を提出したとき。  
イ 過去2年間に、国又は地方公共団体並びに協会と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認めるとき。  
ウ 契約金額が、1,000,000円以下であるとき。
- (7) 入札の中止等  
入札に関し、入札参加者が不正な行為を行った場合、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強い場合等、本入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- (8) 入札の無効  
次に掲げる入札は無効とする。
  - ① 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
  - ② 入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
  - ③ 入札書に記名押印がないとき。
  - ④ 入札金額を訂正した入札。
  - ⑤ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
  - ⑥ 本件公示に示した入札に参加する資格のない者がした入札
  - ⑦ 本入札に係る書類に虚偽の記載をした者がした入札。
  - ⑧ 入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
  - ⑨ 入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
  - ⑩ その他、公正な入札執行を阻害する入札。
  - ⑪ 当協会が定める提出方法以外の方法で入札書を提出したとき。
  - ⑫ その他堺市契約規則第22条及び(公財)堺市公園協会契約実施細則第20条に該当する入札。
- (9) 契約の締結日  
落札決定後、5日(市の休日を除く)以内に契約を締結すること。